

草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長と愛する地球のために約束する草津市条例（平成19年草津市条例第35号）第4条に規定する協定（以下「愛する協定」という。）を締結し、脱炭素の取組を始めようとする中小企業の支援、災害時における代替エネルギーの確保等のため、予算の範囲内において、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大企業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業であつて、次のいずれにも該当しない者をいう。
 - ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
 - イ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結した者
 - ウ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合
- (2) 中小企業者等 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいう。
 - ア 発行済株式の総数または出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
 - イ 発行済株式の総数または出資価額の総額3分の2以上を大企業が所有している事業者
 - ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている事業者。

- (3) ファイナンスリース 「リース期間中に契約解除できないこと」および「借手が、当該資産に係る費用全て負担する義務を負うこと」という2つの条件を満たすリース契約のことをいう。
- (4) 需要家 その施設等に補助対象者が太陽光発電設備等を補助対象者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を供給される契約を結んだ者をいう。
- (5) オンサイトP P A 太陽光発電設備等の所有者である事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいう。
- (6) 指定避難所等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、市から指定避難所または福祉避難所に指定された施設のことをいう。
(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和8年度滋賀県産業支援プラザ省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要領（以下、「滋賀県要領」という。）に基づく補助金（以下「滋賀県補助金」という。）の交付を受けた、省エネ設備、太陽光発電設備、蓄電池その他再エネ等設備を市内の事業所等に導入する事業とする。

- 2 補助対象経費は、別表第1に定める経費であって、必要かつ相当と認める経費とする。
- 3 補助金の額は、別表第2から別表第4に定めるとおりとする。
- 4 補助対象設備および補助要件等は、別表第5および別表第6に定めるとおりとする。
- 5 補助対象設備ごとに補助対象経費の総額が60万円を下回る事業については、補助対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、補助対象事業を実施する者で、次のいずれにも該当する者であって、対象設備ごとに別表第7の要件を満たす者とする。

- (1) 市長と愛する協定を締結している者

(2) 市税に滞納がない者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを完了している者

(3) 事業者またはその役員等（事業者が法人の場合にあっては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあっては営業所等の代表者をいう。）が次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

（補助金の交付条件）

第5条 補助金の交付は、この補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、別表第8に掲げる書類を添えて、令和9年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付等の決定)

第7条 市長は、前条に規定する書類の審査および公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が滋賀県要領第10条に基づき交付した滋賀県補助金額の確定通知書の確認等により、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第6条の規定にかかわらず、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、前条第1項の交付の決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知は、第7条第1項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付請求は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第9条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

2 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の事業者につき1回とする。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めるものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより市長の指示を受け、この指示に従わないとき。
- (2) 補助対象事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠惰その他不適当な行為があったとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査することができる。

(事業効果の報告)

第14条 補助事業者は、支援プラザに提出した事業効果報告書の写しを市長に提出するものとする。

- 2 市長は、事業の効果を把握しようとするときは、前項の規定によらず補助事業者に対し報告を求めることができる。

- 3 支援プラザへ行った事業効果の報告により、滋賀県補助金の交付決定が取り消された場合、市長は補助金の交付決定を取り消し、返還させることができる。

(取得財産等の処分の制限)

第15条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間において、補助対象事業に係る取得財産等のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。ただし、あらかじめ草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金財産処分承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(データ等の提供)

第16条 市長は、第1条の規定による目的に必要な範囲において、補助対象者に対し、省エネ・再エネ等設備の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助対象者は、市長が前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(補助対象事業の公表)

第17条 市長は、補助対象事業内容や効果等を公表することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (第3条第2項関係)

区 分	内 容	備 考
本工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費	1 建屋は補助対象外とする（ただし、小水力発電の場合を除く。）。 2 既存構築物および設備の撤去費は補助対象外とする（ただし、対象設備の導入に直接必要な経費を除く。）。
付帯工事費	本工事に付随する必要最小限度の範囲内の工事に要する経費	3 土地造成、整地および地盤改良工事に準じる基礎工事は補助対象外とする（ただし、機械基礎に係る必要不可欠な工事は対象とする。）。
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付に要する経費	土地の取得および賃借料（リース代）は補助対象外とする。

備考

- 1 消費税および地方消費税は対象外とする。
- 2 国、県もしくは市町村およびそれらの関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除く。ただし、滋賀県補助金の交付を受けるまたは受けようとするときはこの限りでない。

別表第 2（第 3 条第 3 項関係）

項 目	内 容
補助金額	1 省エネ設備 補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額と別表第 3 に定める補助限度額のいずれか小さい額とする。（千円未満切り捨て） 2 太陽光発電設備等およびその他再エネ等設備 補助対象経費に 3 分の 1（指定避難所等は 2 分の 1）を乗じて得た額と別表第 3 に定める設備ごとの補助限度額のいずれか小さい額とする。（千円未満切り捨て）

別表第3（第3条第3項関係）

対象設備	補助限度額	
	中小企業者等	指定避難所等
省エネ設備	以下のいずれか小さい額 1 100万円 2 補助対象事業による事業所全体のエネルギー使用量（別表第4に掲げるエネルギー種別ごとの換算係数を使用して算出したもの）の削減量（GJ）に1万円を乗じて得た額	
太陽光発電＋蓄電池	発電出力1kWあたり7万円を乗じて得た額（上限210万円（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合は上限120万円））	発電出力1kWあたり10万円を乗じて得た額（上限300万円（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がなく、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合は上限180万円））
太陽光発電	発電出力1kWあたり4万円を乗じて得た額（上限120万円）	
風力発電	100万円	150万円
小水力発電	200万円	300万円
バイオマス発電	200万円	300万円
太陽熱利用	200万円	300万円
バイオマス熱利用	200万円	300万円
地中熱利用	200万円	300万円
下水熱利用	200万円	300万円
その他熱利用	100万円	150万円
バイオマス燃料製造	100万円	150万円
ガスコージェネレーション	200万円	300万円
燃料電池	200万円	300万円
蓄電池単体	蓄電容量1kWhあたり5万円を乗じて得た額（上限50万円）	蓄電容量1kWhあたり7万円を乗じて得た額（上限75万円）
次世代自動車＋V2H		100万円
V2H単体	10万円	

備考 中小企業者等、指定避難所等については、補助対象者がPPA事業者またはリース事業者の場合、需要家を指す

別表第4（第3条第3項関係）

エネルギーの種類			単位発熱量	
			数値	単位
燃 料 お よ び 熱	原油（コンデンセートを除く。）		38.3	GJ/kl
	原油のうちコンデンセート（NGL）		34.8	GJ/kl
	ガソリン		33.4	GJ/kl
	ナフサ		33.3	GJ/kl
	灯油		36.5	GJ/kl
	軽油		38.0	GJ/kl
	A重油		38.9	GJ/kl
	B・C重油		41.8	GJ/kl
	石油アスファルト		40.0	GJ/t
	石油コークス		34.1	GJ/t
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	50.1	GJ/t
		石油系炭化水素ガス	46.1	GJ/千 m3
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス（LNG）	54.7	GJ/t
		その他可燃性天然ガス	38.4	GJ/千 m3
	輸入原料炭		28.7	GJ/t
	コークス用原料炭		28.9	GJ/t
	吹込用原料炭		28.3	GJ/t
	輸入一般炭		26.1	GJ/t
	国産一般炭		24.2	GJ/t
	輸入無煙炭		27.8	GJ/t
	石炭コークス		29.0	GJ/t
	コールタール		37.3	GJ/t
	コークス炉ガス		18.4	GJ/千 m3
	高炉ガス		3.23	GJ/千 m3
	発電用高炉ガス		3.45	GJ/千 m3
	転炉ガス		7.53	GJ/千 m3
	その他の燃料	都市ガス	45.0	GJ/千 m3
	産業用蒸気		1.17	GJ/GJ
	産業用以外の蒸気		1.19	GJ/GJ
	温水		1.19	GJ/GJ
	冷水		1.19	GJ/GJ
	電 気		8.64	GJ/千 kWh

別表第 5（第 3 条第 4 項関係）

補助対象設備		補助要件	
省エネ設備	過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による省エネ診断において助言、提案を受けた省エネにつながる設備	1 補助対象事業により次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて 5 % 以上の削減が見込まれること。 イ 対象事業所全体で 1 0 0 GJ 以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること。 2 照明設備を更新する場合は、滋賀県が運営管理する J-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボנקレジット倶楽部（LED 照明）」に入会すること。	次に該当するものを除く。 生産設備および事務用機器
	太陽光発電+蓄電池	1 発電出力 5 kW 以上であること。 2 自立運転機能を有していること（既設太陽光発電設備において、パワーコンディショナーに自立出力機能がない場合に、自立出力付きのパワーコンディショナーに更新し、蓄電池を導入する場合も対象とする。）。 3 蓄電池を導入する場合は総蓄電容量 3 kWh 以上かつ発電出力の同等以下であること。 4 P P A またはファイナンスリースにより事業を実施する場合、需要家と P P A 事業者またはリース事業者との契約で、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。	補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えないが、1 事業所あたり年間 3, 6 0 0 kWh 以上かつ、発電量の 5 0 % 以上の電力を自家消費すること
その他再エネ等設備	太陽光発電設備等		
	風力発電	発電出力 1 kW 以上であること。	
	小水力発電	発電出力 1 kW 以上 1, 0 0 0 kW 以下であること。	
その他再エネ等設備	バイオマス発電	1 バイオマス依存率 6 0 % 以上であること。 2 バイオマスの調達見通しが長期間あること。 3 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするも	

			のでないこと。	
	熱利用設備	太陽熱利用	1 集熱器総面積 5 m²以上であること。 2 JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること。	
		バイオマス熱利用	1 バイオマス依存率 60 %以上であること。 2 バイオマスの調達見通しが長期間あること。 3 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと。 4 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと。 5 年間温熱生産量 (GJ/年) が 100GJ 以上であること。	
		地中熱利用	1 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。 2 ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が 5 kW 以上であること。	
		下水熱利用	1 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること。 2 ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が 5 kW 以上であること。	
		その他熱利用	個別の事業計画による判断とする。	

	設備・製造・燃料	バイオマス 燃料製造	1 バイオマスの調達見通しが長期間あること。 2 薪、木炭の製造設備ではないこと。 3 製造された燃料を他社に供給（販売）する計画の場合は、その供給先との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。	
	エネルギー利用設備	ガスコージェネレーション	発電出力5kW以上であること。	
		燃料電池		
		蓄電池単体	1 発電設備（太陽光発電を除く。）と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること。 2 総蓄電容量は3kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること。 3 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池（車載用を含む。）に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であること。	
		次世代自動車+V2H	1 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること。 2 V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること。	
		V2H単体	1 太陽光発電設備を備えているまたは新たに設置すること。 2 太陽光発電システムと常時接続し、次世代自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、事業所の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。	

別表第6（第3条第4項関係）

共通要件（次のいずれの条件を満たすこと）	
1	当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、1事業所あたり補助対象設備のいずれか1つとする。ただし、以下補助対象設備の組み合わせはこの限りではない。 (1) 省エネ設備 / 太陽光発電設備 (2) 省エネ設備 / 太陽光発電設備＋蓄電池 (3) V2H単体 / 太陽光発電設備 (4) V2H単体 / 太陽光発電設備＋蓄電池
2	補助対象設備の発注（契約）先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。 ただし、以下の場合はこの限りではない。 (1) ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより設備を導入する場合 (2) 県内に発注または施工できる事業者がない場合
3	過去に以下の補助金の交付を受けて導入した設備の更新は対象外とする。 (1) 滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金 (2) 滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金 (3) 滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金 (4) 滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金 (5) 滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 (6) 滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金 (7) 滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 (8) 省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金

別表第 7（第 4 条関係）

対象設備	補助対象者
省エネ設備	次のいずれにも該当する者 1 草津市内に事業所等を有する中小企業者等 2 滋賀県補助金の交付を受けた者 3 補助対象事業を実施しようとする事業所等について、過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による事業所全体の省エネ診断を受けた者 4 過去に省エネ設備を対象とした滋賀県の補助金（滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金、滋賀県民間事業者ピーク対策・省エネ設備導入加速化事業補助金、滋賀県民間事業者省エネ・ピーク対策設備導入加速化事業補助金、滋賀県省エネ設備導入加速化事業補助金または省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金）の交付を受けていない事業者
太陽光発電設備等	補助対象事業を実施しようとする事業所等について、過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による事業所全体の省エネ診断を受けた、また受けようとする者（ただし、過去 1 年間にエネルギー使用の実績がなく省エネ診断を受けることが出来ない場合、およびファイナンスリースまたはオンサイト P P A により太陽光発電設備等を導入する場合はこの限りでない。）であって、滋賀県補助金の交付を受けた者かつ次のいずれかに該当する者 1 草津市内に事業所等を有する中小企業者等 2 ファイナンスリースにより 1 に太陽光発電設備等を設置するリース事業者 3 オンサイト P P A により 1 に太陽光発電設備等を設置する P P A 事業者
その他再エネ等設備	次のいずれにも該当する者 1 草津市内に事業所等を有する中小企業者等 2 滋賀県補助金の交付を受けた者 3 補助対象事業を実施しようとする事業所等について、過去に省エネ診断の実績のある法人等のエネルギー管理士等の有資格者による事業所全体の省エネ診断を受けた、または受けようとする者（ただし、過去 1 年間にエネルギー使用の実績がなく省エネ診断を受ける事が出来ない場合はこの限りでない。）

別表第 8（第 6 条関係）

提出書類	滋賀県補助金の交付決定通知書の写し 滋賀県補助金の額の確定通知書の写し 支援プラザに提出した事業報告書の写し 愛する協定書の写し 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの） その他市長が必要と認めるもの
------	---

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年度の事業から適用する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに
交付決定を受けた補助対象事業については、同日後においても、なお効力を有す
る。